

地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制の構築



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



改正社会福祉法 [令和3年4月施行] (抜粋)

○地域福祉推進の理念 (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第1項は、(1) 地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組
(2) 身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備
(3) 相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備
などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの
実施体制

- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 - (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 - (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 - (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

取り組みイメージ図

I 相談支援の例

令和2年度 中土佐町地域福祉関係事業等イメージ図

地域福祉計画進行管理事務局会

地域福祉計画策定委員会(推進会議)

多機関の協働による包
括的支援体制構築事業

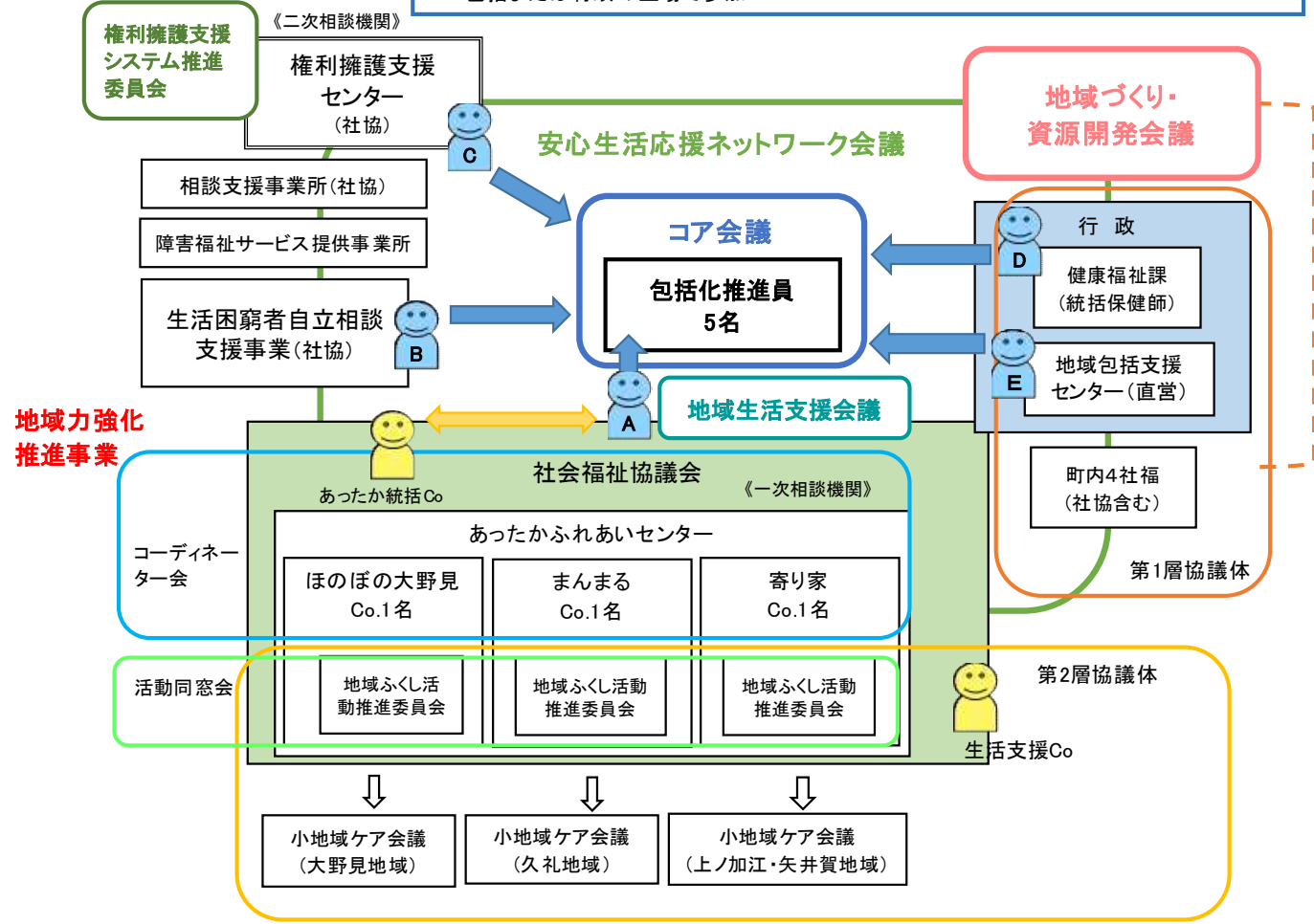
包括化推進員

- A: 事業全体のリーダー、コア会議のリーダー、地域づくり・資源開発会議のサブ
- B: 地域づくり・資源開発会議のリーダー、安心生活応援ネットワーク会議のサブ
- C: 安心生活応援ネットワーク会議のリーダー、権利擁護支援センターの運営
- D: コア会議への参加は必須、その他会議には議題に応じて保健師の立場で参加
- E: コア会議への参加は必須とし、安心応援N、地域づくり資源開発会議には議題に応じて包括または行政の立場で参加

- 【相談支援包括化推進員】
- A: (社協) 社会福祉協議会地域福祉課長
 - B: (社協) 生活困窮者支援担当者
(地域福祉課相談支援主任)
 - C: (社協) 権利擁護支援センター担当
 - D: (行政) 統括保健師
 - E: (行政) 地域包括支援センター統括ケアマネ

町全体

各地域



- 【稼働イメージ】
- 既存の制度サービスや単独での支援機関での対応が難しい複合的な生活課題を抱える世帯に対して対応を実施
- 相談
 - 各相談支援機関に、複合的な生活課題を抱える住民の方から相談
 - ↓
 - コア会議の実施
 - 各相談支援機関から選任された包括化推進員が集まり、複合的な課題を抱える世帯の抽出と、課題の洗い出しを実施
 - ↓
 - 安心生活応援ネットワーク会議の実施
 - コア会議で抽出された事案について、包括化推進員に加え、関係する各相談支援機関(権利擁護支援センター、相談支援事業所等)とが実態を把握し解決に向けてケース検討を行う
 - ↓
 - 支援
 - 安心生活応援ネットワーク会議で決定した支援体制に基づき支援を実施
 - ↓
 - 進捗状況の確認
 - コア会議で、支援実施中の事案・実施している事業の進捗状況の管理を実施

	月	火	水	木	金	土	日
午前	MORITO ROOM (モリトルーム)	カフェ就労	つぐみ アカデミー	個別支援 (※原則 拠点参加者 対象)		子どもの 学習の場 小学3～4年生	子どもの 学習の場 小学3～4年生
午後		みんなの 居場所	独居 高齢者 集い			独居 高齢者 集い	子どもの 学習の場 小学5～6年生
夜							

① Morito Room ～モリトルーム～〈月曜日 10:00～16:00〉

- 目的：ひきこもり・ニートの社会参加、対人関係構築及び親の不安解消
- 対象者：ニート、ひきこもりの方、または経験者(概ね18歳～50歳)
- 内容：やりがいを見つけるプログラムや生活能力の向上、運動、自由な活動などを行っている

② カフェ・ド・ポム〈火曜日 8:45～12:00〉

- 目的：他のプログラムとの連動し労働に対する対価を得ることにより、就労への意欲をもってもらう
- 対象者：地域住民、モリトルーム、生活困窮者就労準備支援事業の利用者
- 内容：トースト、デザート、コーヒーなど 提供

③ 独居高齢者の集い〈水曜日・金曜日 14:00～18:00〉

- 目的：南国市の独居高齢者の交流場作り、相互関係を結ぶことで孤立を防ぐ
- 対象者：65歳以上の要介護認定を受けていない方で、子どもがいない、または県外にいる方
- 内容：買い物、生活支援、夕食を一緒に食べる等、孤立を防ぐ

④ 子どもの学習支援〈土曜日・日曜日〉

- 目的：家庭学習の定着、学習を通して、自信や意欲を育む
- 対象者：塾に通っていない小学3～6年生
- 内容：小学3～4年生(国語・算数)、小学5～6年生(国語・算数・理科・社会)、課外学習の実施(不定期)

地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

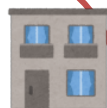
- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



小学生になった子が気になる...

障害を持つ人への支援も手伝てみよう...

小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業



拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...



何か、私たちに出来ることはないかしら？

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始




※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として利活用することも考えられる。

令和3年度の地域共生社会の実現に向けた高知県の取組

1. 目的

第3期高知県地域福祉支援計画の目標である令和5年度までに全市町村における包括的な支援体制の構築を目指す。
そのために、高知県内各市町村の包括的な支援体制構築に向けた支援を実施する。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けたスケジュール

	R3	R4	R5	R6
各市町村地域福祉計画 策定スケジュール	重層的支援体制整備 事業開始	市町村計画改定予定 (15市町村)	市町村計画改定予定 (10市町村)	・第4期高知県地域福祉支援 計画策定 ・市町村計画改定予定 (6市町村)
7市町 ※令和3年度移行準備事業 実施	移行準備事業	重層的支援体制整備事業		
27市町村※ (重層的支援体制整備事業 実施に向けて検討中)		移行準備事業		
			移行準備事業	重層的支援体制整備事業

※令和3年度重層的支援体制整備事業の実施に関する所要見込額等調べより

3. 令和3年度重層的支援体制後方支援事業 年間スケジュール

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
会議・研修	①ブロック別市内連携推進会議 (4～6月) 重層的支援体制整備事業等説明	④第1回重層的支援体制整備事業 実施に向けた情報交換会 (9月) 移行準備事業実施市町村(7市町)等による 取り組みの情報共有	⑤地域福祉推進セミナー 各市町村への先進事例紹介等	⑥第2回重層的支援体制整備事業 実施に向けた情報交換会 (1月～3月) 重層的支援体制を実施するための具体的な 取り組み内容の協議(7市町)
	②包括的支援体制実態調査(6月～8月) 各市町村の状況把握	③四者協議(6月～9月) 体制構築に向けた働きかけ		⑦体制構築の手引書の作成 (3月) 体制構築のノウハウを各市町村へ共有
訪問支援	◆市町村地域福祉計画改定に向けた助言等 